#### 大郷町空き地・空き家バンク設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、大郷町における空き地及び空き家(以下「空き地等」という。) の有効活用を通して、定住人口の増加、地域の活性化及び地域のコミュニティの維持 への寄与を図り、魅力あふれるまちづくりに貢献することを目的に空き地・空き家バ ンク(以下「バンク」という。)を設置することについて必要な事項を定めるものと する。

(用語の定義)

- 第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。
  - (1) 空き地

個人又は法人が現に活用していない(近く活用しなくなる予定のものを含む。) 町内に存在する宅地、農地、山林及び雑種地で、所有者等が今後宅地として活用を 希望する土地をいう。ただし、民間事業者による売買、賃貸等を目的とする土地を 除く。

(2) 空き家

個人又は法人が所有する居宅、店舗、工場、事務所及び倉庫のうち、現に活用していない(近く活用しなくなる予定のものを含む。)町内に存在する建物及びその敷地をいう。ただし、民間事業者による売買、賃貸等を目的とする建物及びその敷地を除く。

(3) 空き地・空き家バンク

空き地等の売買又は賃貸借等を希望する者から申請を受けた当該空き地等の情報を登録し、これを必要と認める範囲内で公開し、提供するシステムをいう。

(4) 所有者等

空き地等に係る所有権又は売買若しくは賃貸を行うことができる権利を有する 者をいう。ただし、業として土地建物の売買、仲介、あっせん等を行う者を除く。

(5) 利用希望者

町内での移住及び定住を目的として、バンクを利用して空き地等を購入又は賃借 しようとする者をいう。ただし、業として土地建物の売買、仲介、あっせん等を行 う者を除く。

(適用上の注意)

第3条 この要綱は、バンク以外による空き地等の取引を妨げるものではない。

(空き地等の登録申込等)

第4条 登録を希望する所有者等(以下「申込者」という。)は、大郷町空き地・空き 家バンク登録申込書(様式第1号)及び大郷町空き地・空き家バンク登録カード(様 式第2号)を町長に提出しなければならない。

- 2 町長は、前項の規定による申込みがあったときは、その内容等を確認の上、適当と 認めるものをバンクに登録するとともに、大郷町空き地・空き家バンク登録完了通知 書(様式第3号)により、申込者に通知するものとする。
- 3 第1項の規定に関わらず、次に掲げる者は、同項の申込みをすることができない。
  - (1) 大郷町暴力団排除条例(平成25年大郷町条例第4号)第2条第2号に規定する暴力団又は同条第4号に規定する暴力団員等であるとき。
  - (2) 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すると認められる者であるとき。
  - (3) その他、町長がバンクへの登録が適当でないと認める者であるとき。
- 4 町長は、第1項の規定による登録をしていない空き地等で、バンクに登録すること が適当と認めるものについて、当該所有者等に対してバンクへの登録を勧めることが できる。

### (空き地等の登録事項の変更等)

- 第5条 前条第2項の規定による登録の通知を受けた所有者等は、当該登録事項に変更があったとき又は登録を抹消しようとするときは、大郷町空き地・空き家バンク登録(変更・抹消)届(様式第4号)により、遅滞なく町長に届出なければならない。
- 2 町長は、前項の規定により所有者等から大郷町空き地・空き家バンク登録(変更・抹消)届が提出されたときは、当該情報を変更又は抹消するものとし、抹消に係るものについては大郷町空き地・空き家バンク登録抹消通知書(様式第5号)により当該所有者等に通知するものとする。
- 3 前項の規定による場合のほか、町長は、次のいずれかに該当するときは、当該登録 を抹消することができる。
  - (1) 申込み内容に虚偽があったとき。
  - (2) 空き地等の所有権その他の権利に異動があったとき。
  - (3) その他、町長が登録を継続させることが適当でないと認めたとき。

### (利用希望者の登録申込等)

- 第6条 登録を希望する利用希望者は、大郷町空き地・空き家バンク利用希望者登録申 込書(様式第6号)及び誓約書(様式第7号)を町長に提出しなければならない。
- 2 町長は、前項の規定による申込みがあったときは、その内容等を審査確認の上、次の各号に掲げる要件のいずれかに該当すると認められたときは、バンクに登録するとともに、大郷町空き地・空き家バンク利用希望者登録完了通知書(様式第8号)により、利用希望者に通知するものとする。
  - (1) 町の住民基本台帳に記録して空き地等に定住し、地域の一員として自覚をもって生活することが確実と認められる者
  - (2) 空き地等に一定期間又は定期的に滞在し、地域住民と協調して生活しようとする者
  - (3) その他、町長が適当と認めた者

3 前項の審査確認の結果、第4条第3項第1号又は第2号に該当する者であった場合 は、利用希望者として登録することができない。

### (利用希望者の登録事項の変更等)

- 第7条 前条第2項の規定による登録の通知を受けた利用希望者は、当該登録事項に変更があったとき又は登録を抹消しようとするときは、大郷町空き地・空き家バンク利用希望者登録(変更・抹消)届(様式第9号)により、遅滞なく町長に届出なければならない。
- 2 町長は、前項の規定により利用希望者から大郷町空き地・空き家バンク利用希望者 登録(変更・抹消)届が提出されたときは、当該情報を変更又は抹消するものとし、 抹消に係るものについては大郷町空き地・空き家バンク利用希望者登録抹消通知書 (様式第10号)により当該利用希望者に通知するものとする。
- 3 前項の規定による場合のほか、町長は、次のいずれかに該当するときは、当該登録 を抹消することができる。
  - (1) 申込み内容に虚偽があったとき。
  - (2) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあると認められたとき。
  - (3) その他、町長が登録を継続させることが適当でないと認めたとき。

## (空き地等の情報提供等)

- 第8条 町長は、必要に応じて空き地等の登録情報(登録者の個人情報を除く。)を大郷町ホームページ等を通じて広く提供するものとする。ただし、所有者等が希望しない場合については、この限りではない。
- 2 登録物件について購入又は賃借の交渉を行おうとする利用希望者は、空き地等利用 交渉申込書(様式第11号)を町長に提出しなければならない。
- 3 町長は、前項の規定による申込みがあったときは、その内容を確認の上、当該空き 地等の所有者等にその旨を連絡するものとする。
- 4 前項の規定による連絡を受けた所有者等は、遅滞なく当該利用希望者と連絡をとるとともに、売買又は賃貸の交渉を開始することとなった場合は、その経過及び結果について町長に報告するものとする。
- 5 町長は、第3項に規定する連絡を除き、所有者等及び利用希望者が行ういかなる交 渉、契約等にも関与しない。
- 6 所有者等及び利用希望者が行う交渉、契約等に関する一切のトラブル等については、 当事者間で解決するものとする。

# (個人情報の取扱い)

- 第9条 所有者等及び利用希望者は、次の各号に定める事項を遵守しなければならない。
  - (1) バンクから知り得る個人情報(以下「個人情報」という。)を他に漏らし、又は自己の利益若しくは不当な目的のために取得、収集、作成及び利用をしないこと。
  - (2) 個人情報を町長の承諾なくして複写し、又は複製しないこと。

- (3) 個人情報を毀損又は滅失することのないよう適正に管理すること。
- (4) 保有する必要がなくなった個人情報を適切に廃棄すること。
- (5) 個人情報の漏洩、毀損、滅失等の事案が発生した場合は、速やかに町長に報告し、その指示に従うこと。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附則

この告示は、平成31年4月1日から施行する。